

東京都児童福祉審議会 第6回専門部会  
(家庭的養護の推進)  
議事録

1 日時 平成28年4月15日(金曜日) 19時00分～21時00分

2 場所 第一本庁舎北側 42階 特別会議室B

3 次第

(開会)

1 議事

行政が関わる新生児の養子縁組について(有識者ヒアリング)

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、青葉委員、磯谷委員、都留委員、松原委員、宮島委員、  
武藤委員、横堀委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 里親の申込みから養子縁組成立まで(フロー)

資料3-1 【表1】里親登録家庭数・委託児童数の推移

～3-5 ～【表7】自治体別里親委託状況(平成25年度末現在)

資料4 平成28年度 里親研修計画(養子縁組里親関係)

資料5 専門部会(家庭的養護の推進)開催スケジュール

その他 参考資料

午後7時00分

開 会

○中澤育成支援課長 それでは、お待たせいたしました。お時間になりましたので、ただいまから第6回の専門部会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。

はじめに委員の出欠状況でございますが、本日は山本委員と渡邊委員から所用により御欠席という御連絡をいただいております。その他の委員の皆様には御出席いただいております、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配布してございますので御確認をお願いいたします。

会議次第の次のページからになります。

資料1が、本専門部会の名簿になっております。

資料2が、「里親の申込みから養子縁組成立まで(フロー図)」です。

次が、資料3-1から3-5といたしまして「表1」から「表7」まで、養子縁組関係のデータを載せてございます。全部で、3-1から3-5まで5枚になっております。

次は資料4としましてA4横の資料になりますが、「平成28年度里親研修計画」の養子縁組に関するものになっております。

資料5としまして、本部会の開催スケジュールです。

その他としまして、クリアファイルに入っている参考資料を置かせていただいております。この参考資料につきましては、毎回事務局で机上に御用意いたしますので、本日はそのまま机の上に置いてお帰りになっていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、本日は、「行政が関わる新生児の養子縁組について」ということで、有識者の方々からお話を伺うというのがメインでございまして、3名の先生方にお越しいただいております。

お手元に別に名簿を配布させていただいております。事務局から、簡単に御紹介させていただきます。

本年3月まで愛知教育大学の特任教授として御活躍されまして、現在NPO法人子供の虐待防止ネットワーク愛知理事長の萬屋育子様でございます。

日本女子大学人間社会学部教授の林浩康様でございます。

中央大学法学部教授の鈴木博人様でございます。

この後、3人の先生方どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の審議会は、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

ここで、審議に入ります前に4月1日付で事務局のほうの異動や変更がございましたので、行政側職員の管理職等について御紹介をさせていただきます。

少子社会対策部長の松山でございます。

○松山少子社会対策部長 松山です。引き続きよろしくお願いいたします。

- 中澤育成支援課長 児童相談センター次長、花本でございます。
- 花本児童相談センター次長 花本です。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 少子社会対策部計画課長、西尾でございます。
- 西尾計画課長 西尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 同じく家庭支援課長、新倉でございます。
- 新倉家庭支援課長 新倉です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 児童相談センター児童福祉相談担当課長、影山でございます。
- 影山児童福祉相談担当課長 影山です。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 同じく児童福祉専門課長、大友でございます。
- 大友児童福祉専門課長 大友でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 同じく児童心理専門課長、西澤でございます。
- 西澤児童心理専門課長 西澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 江東児童相談所長の奥田にかわりまして、立川児童相談所長の石塚が参加いたします。
- 石塚立川児童相談所長 立川児童相談所の石塚です。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 育成支援課統括課長代理里親担当の岡野でございます。
- 岡野課長代理（里親担当） 岡野でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は柏女部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 柏女部会長 それでは、皆様改めましてこんばんは。年度初めの慌ただしいときにお集まりをいただきまして、本当にありがとうございました。また、遅い時間に開催になってしまって申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

第6回目の専門部会ということになりますが、今日は「行政が関わる新生児の養子縁組について」ということで、いわば東京都の家庭養護、家庭的養護を考えるとときのいわば本丸の一つとでも言うべき重要な事項についての議論ということになるかと思えます。

今日は、その議論に先立ってヒアリングをさせていただくということになっております。3人の先生方、本当にお忙しいところ、また御遠方からもお出でいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず東京都の縁組の状況について簡単に御説明をしていただいた上でヒアリングに入っていきたいと思えます。それでは、よろしくお願いいたします。

- 中澤育成支援課長 それでは、都が関わる養子縁組の現状についてということで、簡単に資料でご説明いたします。

初めに、資料2をご覧くださいと思います。こちらは、「里親の申込みから養子縁組成立まで」の大まかな流れを示した図となります。養子縁組里親につきましては、右側半分に書いてございますので右側をご覧くださいと思います。

里親の新規登録につきましては、まずその方の居住地を所管します児童相談所で相談を受けます。その上で、里親になることを希望する場合は認定前研修を受講してもらいます。後ほど、研修の内容については別の資料をご覧ください。

研修受講後、申込者の居住地を所管する児童相談所と育成支援課が家庭訪問調査を実施いた

します。申込者の成育歴ですとか、社会的養護についての認識ですとか、認定要件の確認などをそこで行います。

調査の結果、養子縁組里親として登録が適当と判断した場合に調査書をまとめまして児童福祉審議会に諮問いたします。児童福祉審議会の答申を経て、知事が認定し、登録するという申し込みから登録までの流れとなっております。

次に、里子との引き合わせから養子縁組までの流れについて真ん中から下のほうにフローで示してございます。保護を要する児童がいた場合に、当該児童の居住地を所管する児童相談所が養子縁組候補児童として選定するか否かの判断を行います。養子縁組候補児童として選定した場合、里親を担当する児童相談所と連携しながら当該児童にとって最善と判断される養子縁組里親を選定して引き合わせを行います。

その後、おおむね3か月程度の交流を実施します。里親として児童を受け入れる意思ですとか、里親と児童のマッチング状況などの確認を行うとともに、その間、養育スキルの向上等を図ります。マッチングの状況などによって、この期間は延びる場合がございます。

交流が順調と判断される場合は、おおむね6か月程度、当該児童を里親宅に委託措置をして日常生活の中での交流を図ります。委託状況が良好と判断される場合、里親の意向を確認して、家庭裁判所に養子縁組の申し立てを行います。家庭裁判所の調査官による調査、審判確定を経まして、里親が就籍手続きを行い、養子縁組が成立します。

以上が、「里親の申し込みから養子縁組成立まで」の大まかな流れとなっております。

次に、資料3-1をご覧くださいと思います。ここから、都の養子縁組に関するデータを御説明したいと思います。

まず表1ですが、こちらは各年度末現在の里親登録家庭数、それから委託児童数の推移をお示ししたものでございます。養子縁組里親については、一番右側に記載をしております。平成18年度から10年間の各年度末の養子縁組里親の登録家庭数を見ますと、数年前までは毎年度末140～150家庭前後と、同じ年度の養育家庭の登録数と比べますと3分の1ぐらいの家庭数で推移をしておりましたが、少しずつ登録数が増加しておりまして、平成26年度末では216家庭となっていて、養育家庭登録数と比べると約45%程度となっております。

委託児童数ですが、毎年度末20人～30人前後で推移しておりまして、養育家庭の委託児童数と比べると1割に満たない状況となっております。

続きまして、次の資料3-2をご覧くださいと思います。上の表2ですけれども、こちらは前ページの表1でお示ししました各年度末の養子縁組里親への委託児童数について、その年度において新規に委託した児童数と、それから解除した児童数の入り繰りを示したものです。

表の見方ですが、例えば平成22年度末の委託児童数が28人となっておりますが、その翌年、平成23年度に新規委託した児童数が23人、同年に委託解除した児童数が27人でして、差し引きをしますと28人プラス23人マイナス27人で、23年度末現在の委託児童数が24人という数字の関係性となっております。

解除児童数ですが、年度によっては途中で不調となったケースも1～2ケースございますが、養子縁組が成立したことに伴う解除がほとんどとなっております。

なお、速報値ではございますが、平成27年12月末現在の数字ですが、31人の児童が養子縁組に向けて里親に措置されているという状況でございます。

その下の表3ですが、こちらは今の表2に記載しました新規委託児童が委託された時点の年

年齢別の内訳を示したものです。これをご覧いただきますと1歳～3歳、特に1歳が多くなってございます。平成22年度からの5年間を足し上げますと、1歳児の委託は全部で54人でして、全体合計数の53%となっております。一方で、0歳児の委託が5年間で3人と少ない状況でございます。

次に、資料3-3をご覧いただきたいと思います。まず、上の表4ですが、こちらは厚生労働省の調査から「各年度内における2歳未満の乳幼児の措置状況」を参考にお示したものです。

表の右側の「養子縁組里親への措置」の合計欄に記載されている人数が、先ほどご覧いただいた「表3」の0歳児と1歳児に記載の人数を合計した数と一致しているという関係です。都においては、各年度とも乳児院への入所措置が9割以上を占めている状況となっております。

その下の表5ですが、こちらは東京都社会福祉協議会の乳児部会の年報からとったものでして、「各年度内に乳児院を退所した児童の行き先ごとの人数」を参考にお示ししてございます。各年度ともに合計に記載されている人数ですが、こちらは先ほどご覧いただいた表4の一番左側の「乳児院への措置」の合計数と異なっております。これは表4が2歳未満の乳幼児を対象としているものですが、表5については2歳以上の幼児も含んでいることによるものです。

こちらは、各年度ともに家庭引き取りの割合が6割前後、児童養護施設への措置が2割～3割弱、養育家庭、それから養子縁組里親への措置が合計で1割程度という傾向でございます。

続きまして、資料3-4をご覧ください。こちらは表6ですが、厚生労働省の調査から「自治体別の新生児の里親委託の実績」についてお示したものです。こちらは養子縁組里親だけでなく、養育里親への委託分も含んでおりますが、参考までにお示ししております。平成22年度から25年度において、1件でも新生児の委託の実績があった自治体について載せてございます。合計で22の道府県で実績がございまして、都も含めて25の道府県では実績がないという状況です。北海道、愛知、大分については委託実績が2桁となっておりますが、他の自治体については4か年の合計で10件に満たないという実績になっております。

続きまして、資料3-5をご覧いただきたいと思います。こちらの表7は、前の表6と同様、参考までにお示したのですが、こちら厚労省の調査から「平成25年度末現在における自治体別の里親委託状況」をお示したものです。先ほど表6に掲載した自治体のところを網掛けにしております。表6において、新生児の委託実績があった自治体について、新生児以外も含めて養子縁組を前提とした里親への委託数がどうかということを見ると、自治体ごとにばらつきがある状況がおわかりいただけるかと思っております。東京都は新生児の委託数は0件ですが、0歳児は1件、1歳～6歳の幼児については25件の委託がございました。

続きまして、資料4をご覧ください。こちらは、平成28年度の養子縁組里親を対象とした研修計画をまとめてお示したものです。必修の研修と、それから任意に受講できる研修を分けて記載しております。東京都では認定前研修と登録後研修、そして登録更新時研修の受講については必修としております。必修研修につきましては年度で複数回、同様のカリキュラムを組んで、里親さんが受講しやすい環境を整えております。

簡単ですが、資料の説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。今、東京都の状況について事務局のから説明がありましたが、これについて何か確認しておきたいこと、質問等はございますか。よろしいでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 資料2のフロー図の養子縁組のほうですが、子供の引き合わせをするということですので、すけれども、実親との調整とか、そういうものはどうされているのかをちょっとお聞きしたいと思っています。

○柏女部会長 いかがですか。

○鈴木児童相談所長 品川児童相談所の鈴木でございます。

児童相談所側としては、この間、実親さんに何回かお会いをして意思の確認をしております。あとは、当然、養子縁組の里親さんと交流している間も何回か実親さんとはお会いをして、ところどころで意思の確認をしていく。最終的には、裁判所の申立ての前にももう一度確認をするといったような作業をしております。

○柏女部会長 よろしいですか。

○武藤委員 はい。

○柏女部会長 他はよろしいでしょうか。では、またヒアリングの中で関連することもあるかと思しますので、そのとき事務局のほうにあわせてお聞きいただければと思います。

それでは、これからヒアリングに入っていきたいと思います。ヒアリングの進め方、順番についてですけれども、皆様方のお手元に配布されている資料の名簿順に、恐縮ですけれども、1人15分程度御発言をいただきまして、その後お1人について質疑応答の時間を5分という形でとっていききたいと思います。全員が終わりましたら、全体の意見交換を30分ほどとりたいと思います。ヒアリングの先生方には恐縮ですけれども、もしお時間がございましたらヒアリングが終わった後、御質問もあるかと思しますので、30分ほどの意見交換の時間も御一緒にいただければ幸いに思います。

それでは、順番に進めていききたいと思います。萬屋さんからよろしく願いいたします。

○萬屋氏 愛知県から参りました萬屋と申します。現在は、4月からCAPNAの理事長です。

今日、この審議会に呼ばれたことは大変光栄に感じています。そして、かなり緊張しています。

先日、日本財団で4月3～4日、養子の日の集いがありましたけれども、大変な盛り上がりを見せていました。私は児童相談所の児童福祉司としてケースワーク、「赤ちゃん縁組」の一つとしてやってきただけなものですから、本当にこういうところで私がしゃべっていいのかなと思いますが、今までやってきたことについてお話ししたいと思います。

レジュメは、「養護相談への対応」ということで出しましたけれども、今日のお話は15分と言われており、これを全部話していると時間がありませんので、要点を話していきたいと思えます。

まず、児童相談所が新生児の委託をやる意義についてですけれども、これは新生児の里親委託は虐待事例、とりわけ死亡事例でいつも言われている0歳児、しかも生後0日の死亡を減らすということに尽きます。予期しない妊娠、望まない妊娠で悩み苦しんでいる方には、特別養子縁組で養子に出す選択があるということを知ってもらうことしかないと思います。妊娠中からの切れ目ない支援は必要ですけれども、その切れ目ない支援の一つとして養子に出す選択肢を周知するということが必要じゃないかと思っています。

へその緒がついたまま遺棄、置き去りにされている赤ちゃんというのは、後を絶たない状況です。つい先日、愛知の隣の岐阜県で赤ちゃんの遺体がポリ袋に入れたまま置かれていたという事件がありました。その前は、静岡で男女の高校生が逮捕されたという事件もありました。

それから、愛知にもいますけれども、乳児院には出生後すぐに、生まれた病院から1日も生みの親に引き取られることなく、乳児院に直行の赤ちゃんがいます。生まれてすぐ乳児院に入った赤ちゃん、この赤ちゃんがどれだけ引き取られているのか。私は長い間、児童福祉司をしていましたけれども、なかなか実際にはなかったです。引き取ったけれども、うまくいかずに虐待状況になって再度、乳児院、児童養護施設に戻ってきた子供たちを見えています。

片方で、社会的養護というのは、現在、施設養護から家庭養護へと転換期を迎えていますけれども、実際に養育里親というのはなかなか希望者が少ないです。里親登録を希望される方のほとんどが子供に恵まれない、養子を迎えたい夫婦です。愛知などですと8割、9割近くが養子にしたいという夫婦です。

養子縁組を希望される里親がいて、それから実の親に引き取られる見通しのない子供たちが乳児院、児童養護施設で長く生活しています。この両者をつなげることのできるの、児童相談所だけだと思います。児童相談所は全国津々浦々にあって、その地域の子育て支援、それから虐待予防の要の機関です。

児童相談所は学校、病院、それから市の保健センター等と日常的に密接な関係を持っています。予期しない妊娠、それから思いがけない妊娠の情報が拾いやすいと思います。それから、里親委託後について地域でのサポート体制もつくりやすいと思います。

中高生の出産、小学生の出産もありました。私は、中1の夏に出産した中学生に2件出会いました。それから、中学生、高校生が妊娠したときに、まだ18歳未満ですので、その妊娠した子供を一時保護したり、里親委託することも児相ならできると思います。

児童相談所の日常というのは、虐待通報に追われて職員は疲弊しがちです。新生児の里親委託、これは特別嬉しい取組として愛知県の児童相談所の職員は感じています。自分たちの仕事、目の前で実を結んでいく。そして大きな喜びをつくり出すということについて、児童相談所の職員にとっても大変意味があると思っています。

愛知県の児童相談所が行っている新生児の里親委託については、里親ガイドラインに添付されました。妊娠中から相談に乗る。乳児院を経ずに病院から直接里親宅へ、そして特別養子縁組前提というのが大きな特徴です。

新生児を里親委託している数というのはこの区別がされていません。私は、統計上も区別すべきだと思っています。このことについて、疑問も寄せられているのを知っています。それについて、私が幾つかお話ししたいと思います。

生む側の事情は問わないということは、迎える里親に子供の情報を全く伝えていないのかということをよく聞きます。とにかく事情を問わないということで、押しつけているということはありません。ある夫婦が養子を迎えたいと考えたときに、養子縁組希望の里親さんの多くは最初に、普通の子が欲しい。それから、難しい家庭状況はないほうがいい。障害もないほうがいい。できたら健康な女の子と言う方が多いです。

ただ、残念ながら児童相談所にそういう子供はいません。児童相談所に相談に来るのは、それなりの訳ありということです。その訳がどうしても気になる方は、児童相談所を通して子供を迎えるのは諦めたほうがいいと思っています。ですから、希望されてきても登録まで結びつかない方もたくさんみえます。

生まれてくるA子ちゃんについて打診をして受けるという気持ちがあれば、その方についてA子ちゃんの事情、児童相談所が把握している事情については伝えていきます。それでもどうし

ても受け入れられないと言われたら、仕方がないと思います。

それから、名前についてです。妊娠中から養親候補を決めることについて、あるいは名前をつけるのは生みの親の権利ではないかということも聞きます。ただ、実際にお会いした妊娠中の女性、これは妊娠そのものをゼロにしたい。あるいは、ひた隠しにしているという方々です。その方々に、赤ちゃんを待っている人がいます、あるいは、引き受けてくださる夫婦が決まりましたと伝えると、ほっとして本当に表情が明るくなります。それから、名前もつけてもらってくださいと言われることが多かったです。

生んだ女性の気持ちが変わるのではないか。これもよく聞きますが、気持ちは変わってOKというふうに相談の間に言っています。ですから、生む前もそうですし、生んだ後に気持ちを確認する。それから、特別養子縁組が成立するまで、もし引き取りたいということであれば話し合いというふうに伝えてあります。迎える養親にもきちんと伝えておくことが必要だと思えます。約束したんだからとか、そういう話にはなりません。特別養子縁組が済むまでは、親権者は生みの親ですというふうにはっきり伝えてあります。ただ、翻ったという例は余りないです。

それから、迎えた夫婦が特別養子縁組の申立てをしないということは、新生児で委託した事例では、今まで経験をしていません。発達がゆっくりとか、病気の治療が必要ということで児童相談所が申立てを遅めにというふうに助言することはあります。養子縁組の申立てを渋る方がもしいたら、愛知県の場合ですと引き上げの検討もやむを得ないという判断になると思います。生みの親が特別養子に出すことを望んで同意しているということであれば、やはり養子縁組ができる方、する里親に委託をするということになると思います。

不調も、新生児の場合はほとんどなかったです。最近、不調があったというお話を聞いたものですから聞きましたら、児相が引き上げの判断をした。どういうことかということ、新生児を委託した直後に里母さんが妊娠された。こういうことが起きるんですね。

この場合どう考えるかということですが、大変悩ましい問題だと思います。双子、それから年子でも育てている人がいるじゃないかという考え方もあると思います。ただ、夫婦の間に生まれた子が先に戸籍に入籍します。同じ男の子、女の子であれば年下が長男、先に生まれた特別養子の子は二男となります。大人が区別することはしないとどんなに思っても、子供にとっては複雑な状況です。3～4年の間に2件ありました。この場合には、児童相談所は大変苦労しましたが、引き上げています。

それから発達の遅れ、障害、病気、これは新生児は未知です。名前をつけて我が子として育てて3～4歳になって言葉の遅れ、病気などが判明して手放すということにはならないですね。もし乳児院にいたら、この子たちの言葉はもっと遅れていたんじゃないかと思えます。いろいろ手を尽くして、どうしてももう育てられないということになれば、それはそのときに相談に応ずるしかないと思っています。

ただ、障害があったり、病気だったりした子供についても、新生児のほうが養子縁組を探しやすいというのが実感です。3～4歳になって病気、あるいは発達の遅れが判明してから探すというのは至難の業です。養子縁組はまず見つかりません。せいぜいという言い方は変ですけども、養育里親、専門里親を探すのがやっただと思います。

それから、遺棄、置き去り赤ちゃん、これも捨て子は児童相談所が管轄しますが、愛知県の場合、遺棄、置き去り児童の通報があると赤ちゃん縁組の手法で養子縁組可能な里親に1両日中に打診をして健康状態を病院で確認して、あとは特別養子縁組前提で里親委託ということに



なります。親が見つかったらどうするんだということですが、見つかったときは話し合いですというふうに伝えてあります。

私は、捨て子を発見してすぐ里親を探したんですけれども、赤ちゃんを入れていた段ボールですぐ親が判明したことがあるんです。それが判明したときに警察に逮捕されて、その若い17歳の彼女は、引き取ります、私が育てますと言いましたので里親の話は消えてしまったんです。それで、その後その赤ちゃんはどうなったかということですが、6か月少年院に彼女は入って、出てきて面会をしました。

ただ、面会は途絶えてしまい、私は担当をかわり、赤ちゃんは乳児院から児童養護施設へ移り、そして中学生のころに大変対応が難しい子供になっていると聞いています。

子供を親の虐待から守るために切り離して保護することは児童相談所の重要な役割ですが、片方で新たな親をつくるということも児童相談所ができる重要な役割の一つと考えます。児童養護施設を出た子供たちが、児童相談所の養護相談に登場することがあります。これは、本当に心が痛むことです。児童相談所、それから乳児院、児童養護施設の職員も、あくまでも職員でしかありません。いつまでもそばにいることはできない。子供たちから離れます。死ぬまで親子、死んでも親子、恒久的な関係をつくることにもっと力を注ぐべきと考えています。

愛知県は10の児童相談所で30年間やっていますけれども、新生児については183組です。ですから、年間10件足らずです。1児童相談所で1件、2件、決して他の業務を圧迫する数字ではありません。

過去の数字で他のものを見ると、愛知県の産婦人科医会が昭和51年10月1日から平成9年9月30日まで21年間やっていますけれども、この間、1,255組の橋渡しをしたと聞いています。それから、慈恵病院妊娠SOS相談では7年間で200名以上と聞いています。それから、茨城にあるベビーポケット5周年記念集会の集まりで子供180人の写真を見せてもらいました。先日の日本財団の養子の日のイベントも、多くの民間団体が集まりました。費用の問題がやはり問題になっています。この費用の問題は、避けて通れないと思います。

ただ、乳児院に1か月で措置費が50万~60万かかっていることを思うと、やはりそれは民間についても考えていくことが必要だと思います。それから、マッチングについてもインターネットで手軽にできるようにという団体も出てきています。それから、子供の記録の問題もあります。

こういうさまざまな問題を考えると、公的機関である児童相談所はやはり機能を使って新生児の委託についてやるべきだろうと思っています。その上で、民間との協働をどうするのか。それから、新たなルールづくりをどうするのか。それから、費用をどうするのか検討していかなければいけないんじゃないかと思っています。

管内で新生児の置き去り、遺棄事件があったとき、行政は責任を問われることは少ないですけれども、私は、かかわっていないからということではなくて行政がやはり周知するということが行政の責任を認識すべきだと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御意見に対しまして何か御質問、御意見はございますか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 二つあります。

一つは、愛知方式とか、愛知県は産婦人科医が中心になって始まったということをお聞きし

ているんですけれども、東京ではそういうことは今のところちょっと難しいかと思っているのですが、この産婦人科医の参画というんでしょうか。そういうことに対しての、こういうことも考えられるんじゃないかとか、東京でやるんだったら医師会などの協力を含めてやれるというような方向があれば少し助言をいただければと思います。それが1点です。

もう1点は、先ほど費用の問題が出されたんですけれども、この費用のことについてもう少し説明いただければ、ちょっと理解できなかつたところもありますのでよろしくお願いします。

○柏女部会長 お願いいたします。

○萬屋氏 産婦人科医会がやっていたことを学んで児童相談所でやり始めたというのが愛知方式、矢満田さんが始めたというのが始まりですね。それで、CAPNAで全国の児童相談所向けの研修をやっている中で始まり出した自治体があります。多くの自治体で、特に病院との関係で協力してくれないとか、そういうことはないですね。むしろ病院のほうからは喜ばれた。今までですと、どうしても生んで育てられない赤ちゃんを乳児院に送り出すというのはとても胸が痛むことなんですけれども、そこに迎えにきてくれる夫婦がいるということで、看護師さん、それから取り上げてくださった先生も喜んでくださっているということを知っています。

ただ、事務的なこと、入院費用とか、その後どうするか、保険をどうするか、という面倒なことについては一切児童相談所がやるということですね。病院には迷惑をかけない。病院には、無事に生んでもらって、その後、育児トレーニングを普通の出産した方と同じようにやる。それだけを病院の機能としてやっていただければ結構ですということをお願いすれば、多くの病院は協力していただけるんじゃないかと思っています。

それから、費用の問題というのは愛知県は養子縁組をする里親について研修を同じようにやって養育里親、それから養子縁組里親として二つの種類で登録していただいています。そして、養育里親として委託をして里親手当と子供の生活費を出しています。それで、養子縁組の申立てをする。特別養子縁組の申立てをしたときに、特別養子縁組の意思ありということで、その月まで里親手当を出して打ち切りということでしょうか。

民間のことでしたか。費用のことについてというのは。

○武藤委員 費用のことが問題になっているということだったので、その中身について聞いたかったんです。

○萬屋氏 それは、この前、各民間がどういうことをやっているかという発表があったときに、気になる質問として費用の質問が出されてきました。そして、多くは迎える側に負担をさせているものですから、その費用はどれだけが適切かというのがやはり問題になっています。これは、これから議論していかなければいけないことじゃないかと考えているところです。

○武藤委員 わかりました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

まだあるかもしれませんが、この後、30分ほど集中的な議論の時間をとりたいので、またそのときにありましたらお願いをしたいと思います。萬屋さん、ありがとうございます。

それでは、続きまして林さんのほうからお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○林氏 どうぞよろしくお願いします。私のほうからは、昨年度と一昨年度の2年間、厚生労働科学研究の一環で行いました、主に児童相談所に関する部分の調査結果をピックアップして御報告させていただきます。

最初に、「行政が関わる新生児の養子縁組について」というお題をいただきました。それで、ちょっと私が深読みし過ぎたのか、あえて「行政が関わる」という表現をされたもので、私は児童相談所ではない行政が関わるというふうに捉えるならば、あらゆるケースに行政が関与しているんじゃないか。

つまり、「新生児の養子縁組」というものを妊娠相談から縁組後の支援までという包括的な過程として捉えるならば、市区町村をはじめとして妊娠相談などを中心にあらゆるケースに行政が関与していると言えるんじゃないか。今後重要なことは公民機関、先ほど養子縁組の民間機関のお話が出ましたけれども、それだけではなくて最近妊娠のSOSのネットワークとかもできました。そういう民間機関と公がいかに連携して、妊娠相談から縁組後の支援まで包括的なプロセスを支えるかということが問われている。

市区町村及び関係機関との連携というのは、たとえ民間機関がインディペンデントに存在していたとしてもあらゆる過程、子供の保護から、母子の保護から、妊娠相談から、それから同意、調査、そして訪問、全部を担うということは土台不可能なことです。東京都などは6か所の民間機関があるわけですね。そのうちの3機関は国際養子にかかわっています。国際養子というところも、非常に問題をはらんでいる部分だと思います。果たして本当に日本国中、探したのかという根拠が何もない中で、国際養子に出されている実態もあるかと思っています。しかし民間機関のメリットとか強みというものもあるわけで、やはり民間機関でないと、という対象者もおられるわけですから、行政が関わるということは、東京都としてそういう民間機関に指導するという立場だけではなくて、民間機関といかに連携するかということを含めて検討する必要があるということです。

次に、(1)の「ガイドライン案」というところは、現在、厚生労働科学研究の結果に基づいてガイドラインづくりをやらせていただきました。その中の文面を一部、抜粋したものです。これの最初のところはよろしいかと思います。妊娠相談から含めて、あらゆる市区町村を中心とした機関と連携してやってくださいということと、次のところで、特に「民間機関における養子希望者の認定に関して外部審査体制を確保するか、児童相談所における里親登録を要件とする」。

東京都は、そのあたりが非常に問題になりました。もちろん、他府県の民間機関の東京都在住の方が里親登録をすると、東京都の子じゃない子供を委託される可能性が大きいのかというふうな言い分だったと思うのですけれども、その辺はどう考えていくか。やはり民間機関は全国区で動いているので、そのあたりを含めてどう連携していけるのかということが今後検討課題としてあるかと思っています。

それから、他機関との連携を含め、親の意思決定を含めて考えていくと、養子縁組を行う機関が妊娠相談にかかわる親の意思決定にかかわるというあたりは、中立的な意思決定支援からは非常に問題もあるわけで、その辺を他機関との連携のもとでどう進めていくか。あるいは、母子の保護を含めてどういうふうに既存のサービスを使いながらやっていくかということが民間の側からは求められていると思います。

調査結果、調査方法についてはちょっと飛ばしまして2ページ目の表の1をご覧ください。先ほどの統計とも重なるところです。養子縁組に関する相談開始時の年齢については、2歳未満というところで92.6%を占めているということですね。我々がやった調査結果によると、普通養子というのはほとんどない。96.3%が特別養子という実態の中で、逆に3歳以上の

子供たちのパーマネンシーがどう保障されているのかというあたりが非常に見えないところです。

といたしますのが、表2をご覧ください。これは、東京都が平成25年度に養子縁組を成立させた全ケースをさかのぼって時系列的に明らかにしたものです。これはあくまでも実数というか。調査票、個人票としていただいた11ケースについて明らかにしたものです。相談開始時が「0/6か月」というところですね。一番上だったら、とりあえず全部東京都の場合は乳児院に一時保護委託から乳児院措置という形になる。里親委託時の年齢をご覧ください。6か月で相談を受けた子が、1歳10か月でようやく里親委託されている。例えば下から2ケース目ですと、0歳0か月の子が2歳8か月で里親さんに出される。非常に難しい時期に里親さんに出されているという実態がここからもわかります。

これは、まだいいほうだと思います。先ほど萬屋先生が言われたように、問題はここに挙がっていない乳児院から児童養護施設に上がるケースですね。それが、やはり日本の場合は入所期間の観察システムというのがない中で、ずるずると施設措置が長期化して施設生活を送らざるを得ない子供たちが水面下でどれぐらいいるのか。そのあたりの実態解明が非常に重要な点ではないかと思えます。

次のページを見ていただきますと、これが愛知県のケースです。相談開始時が東京都は0歳0か月という中に出産前というのも入っているかと思いますが、愛知県の場合は、相談開始時の多くが出産前で、そして新生児で里親さんに委託されている。中には下から3つ目のように施設に措置されていて、多分これは生みの親の意向などを配慮してだと思うのですが、全てが全て新生児委託されているわけではない。やはり選んでアセスメントの上で行われているということがわかるかと思えます。でも、基本的に東京都と違うのは里親委託時の年齢が非常に育てやすい、できるだけ早くというようなことがこの実態から理解できるかと思えます。

その表の下をご覧ください。新生児の委託についてです。産院から直接里親宅に引き取られたケースというのは、平成27年度の調査では68件だった。先ほどの（都資料の表6）平成25年度の71件と大体合っていますね。だから、新生児委託の件数は60後半から70はじめぐらいで、約2割強の児童相談所で行われている。これも、先ほどの調査とダブるところです。

それで、次のところです。ここがちょっと意見の分かれるところです。「直接養親候補者である里親に委託するか、別の里親宅に一時保護委託し、生みの親の意思決定の揺らぎの過程に寄り添う期間」を設けているところもあります。

出産前から養親候補者さんが決定している場合もある。養親候補者の存在自体が、生みの親の意思決定に大きく影響を与えるとも考えられます。そうした過程が出産前から養子縁組に誘導しており、問題があるという見方も存在します。

産院から養親候補者さんに委託することに関するメリットについて、できるだけ早くアタッチメントの形成の観点から語られてきましたが、我々はそのあたりを発達心理学者の方、5名にお集まりいただいてグループインタビューをしました。それで得た一つの結論というのは、出産後4～6か月の間というのは、養育者の変化はその後の子供の成長・発達に影響を与えない。だから、主たる養育者の喪失感というものを引きずらない。ただし、これは乳児院であってはいけない。つまり、個別応答的環境が保障されているならば、4～6か月での別離というのは後に禍根を残さないという結論に至りました。

しかし、また一方で、できるだけ早期に養親候補者さんに養育を託すことで、養親のその後の子供への思いが強化されるとの指摘もあります。そうですね。やはり0歳0か月から育てると、一旦、別の里親に預けて半年ぐらいたってという場合とは全然その子供に対して、非常に6か月が養親さんにとってはもったいないじゃないかという意見も存在する。

しかしながら、一時保護委託として別の里親宅に委託して生みの親の心の揺れにつき合う、あるいは養親候補者に委託される際、養育方法などを伝え、その後の養育を支援する資源としてその里親さんを活用するという考え方もわかる。

非常に悩ましいところです。実際は、札幌市が多かったです。札幌市は単独で5件とか7件やっているんですけども、札幌市は全て養育里親さんに一旦委託して、そして委託後も最初に委託された方がサポーターとして関わり続けるというようなことをされています。だから、本当にこのあたりはケースバイケースかもしれないし、一定のものが必要なのか。そのあたりは、私自身もわからないところです。

それから、3ページの下に先ほど出たように、都道府県で言えば愛知県が圧倒的に多いのですが、単独でいうと一番下の下線にあるように札幌市が5件ということで、その5件のあり方というのは愛知方式とまた違ったやり方で行われているということです。

次に、4ページをご覧ください。表4は、里親さんへの追加条件です。先ほど萬屋先生のお話にもあったことで、①～④です。表の下の①子供の障害ということに関する誓約書、あるいは口頭を含めて約束をとるとか、そういうことですね。これまで言われてきたようなことです。それから、児童相談所に対して今後新生児の養子縁組を行う予定か、そうでないか。ないというのが圧倒的に多いということです。

それから、次はそういう実態調査を踏まえて比較的、養子縁組を前提とした里親さんへの委託とか、養子縁組成立件数が多い都道府県を12か所選ぶ。この中に実は東京都が入っていないのはちょっと事情があつて東京都はお伺いできなかったのですが、12道府県ですね。そして、(1)～(9)の質問をしました。このうち、新生児委託に関わるものが(3)～(6)だと思います。

(3)～(6)に関わる部分を抜粋したのが5ページのところです。例えば(3)「自ら養育することや養子縁組することについて、生みの親の意思決定を支援する上で、大切にされていることや配慮されていること」で言えば、生みの親の意思決定の支援をどうしているのか。札幌市が言われるには、やはり意思の揺らぎ、あるいは出産後の同意ということを原則とされるならば、一旦、別の里親に預けざるを得ない。

6ページを見ていただきますと、札幌市はもうちょっと詳しく書かれています。下線のところですね。子供を直接養子縁組の里親に委託するのではなく、親の迷いは本人の発達状況を観察する上で、アセスメントを含めて一旦3～4か月というふうに言われています。この辺は、一つの参考になるかと思います。

それから、千葉県が一番下にあるんですが、過去の失敗ケースですね。2歳ごろに委託するというのは非常に不調をもたらす要因にもなるんだという体験から、できるだけ新生児からというふうな思いを語られています。

7ページにいきますと、一番下に静岡市がございます。静岡市ではベテランの里親さんに一旦委託して、そこでという、ちょっと札幌と似たような方法ですね。それで、養育経験がない里親の場合はやはり新生児を委託する不安があるから、そういう意味ではそういうサポーター、

ベテランの里親さんに一旦というのは意義があるんじゃないかというようなことを言われています。

次に、8ページで名古屋市のことです。名古屋市も多分、愛知県もやはり生みの親の意向というものを尊重されるわけで、生みの親の意思が揺れている場合は一旦、乳児院に入所とする。ここはベテラン里親さんというあたりが、静岡市とか札幌市というところだと思います。

あとは、次の9ページをご覧ください。福岡市があるんですが、「しかし、里親さん側の感激度が高い。新生児を一旦、別の里親さんに委託するのはもったいないじゃないか。里親の感激度が違う。里親が、生まれたばかりの赤ちゃんを前に非常に感激することがわかっているのに、あえて経験させない理由はないだろう。」ということで、やはり札幌市や静岡市の実践に対してちょっと疑問を持たれているような発言がありました。

それから、10ページに生みの親の痕跡というもの、あるいは生みの親の存在というものをどうその子供に託していくかということも、生みの親の説明事項の中に非常に入っています。手紙とか、質問事項に答えてもらうとか、静岡市だったら質問項目を作成して名前の由来とか、大阪市などでもそういうことが行われています。

11ページを見ていただきますと、大阪市の中でちょっと強調しているところです。やはり行方不明になる可能性もある親がいる中で、入所後3か月程度、面会がなければ養子縁組を再検討できるように、あらかじめ生みの親から同意書をとっておくことによって縁組委託を促進しているということです。これなども、一つ参考になる実践かと思います。

あとは、12ページの(6)で養親さんへの説明事項です。この辺は、やはり同意の撤回があり得るとか、障害を受け入れるとか、そういうことですね。

時間がきたんですけども、重要なところというのは4の「生みの親の意思決定支援」というところだと思います。「段階的内容と時期」、いきなり養子縁組の同意をとるという以前に段階的な内容、段階的な時期というものを設定してとるというふうに定めてはどうか。例えば、養親候補者さんを選定しますよとか、養親候補者さんと子供の面会をしますよとか。

ただ、その限られた時期の中でこういう段階的な内容というのはどれだけ実践的に具体化が可能なのかというあたりはちょっと疑問に思うところですが、ある程度こういうことも考える必要があるんじゃないかと思います。生みの親の方に、最初の面談の中で養子縁組について説明する。でも、養子縁組だけじゃなくて自分で育てるとした場合の社会資源の内容とか、あるいは里親制度の内容とか、そういうことを含めて、児相の場合だったら説明も必要でしょうし、その説明と同時に同意をとるということではなくて、改めてちょっと期間を置いてまた同意をとるとか、そういうプロセスを慎重に考える必要があるんじゃないか。

また、5番目としてやはり基本は母子が生みの親に育てられるということをいかに具体化するか。先駆的な実践として母子ホームというものが挙げられていますけれども、里親さんに例えば妊娠中から児童の場合だったら委託するみたいなことが先駆的に行われたりするので、生みの親の支援を里親委託を含めて考えていくとか、一番問題になっているのは10代の子で学業の継続が非常に困難であるという愛知県の内容、あるいは鮫島さんのところの実践でも必ず出てくることですが、こういうあたりをどういうふうに配慮するのかということです。

それから、6番目が先ほど国際養子縁組は何を根拠に国から出すことをしているのか、その根拠が曖昧である。せめて養親候補者さんの情報を東京都レベルぐらいで、都のセンターで民間機関の養親希望者、それから児相の全東京都内の養子縁組里親の情報を集約して、そしてせ

めて東京都内で完全に可能性がないんだというぐらいな、これを69都道府県中央児相でせめて養親候補者さんの情報を一元化するというは段階的には非常に重要なことではないか。なかなか国レベルでというのは難しいというような提案です。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。全国調査に基づいて、とても詳細な御報告をいただきました。ありがとうございます。では、どなたかございますか。

それでは、松原委員と、それから駒村委員をお願いします。

○松原委員 幾つかの自治体で一旦、別の里親の方をお願いをするというヒアリング結果を教えてくださいなのですが、そのインタビューの中で、そういうことになってくださる里親さんの確保はどういう工夫をされているのか。その辺をお聞きになっていたら教えていただきたいと思います。

○林氏 そこまで、これは記録の中に残っていなかったです。申し訳ございません。

○駒村副部会長 二つほどあります。

先ほど愛知のモデルを教えてください、もう一つは今、札幌のモデルを教えてください、これは自治体を見ているとあと多いのは大分ですけれども、大分はまた別の取組をされているのかどうか、もし御存じであれば教えてくださいと思っております。

それから、林先生のお話を聞いていると子供本人の発達やその心理的な状況が当然一番大事だと思うのですが、その一方で実親や養親の思いというのも同時に考慮しなければいけなくて、その3者のどこに重点を置くかによってやはり地域によって違いがあるというのはわかったんですけれども、出産後4～6か月の間の養育者の変更は、子供の成長に悪い影響を与えないとか、ニュートラルだと書かれていると思うんですけれども、まずこの部分がとても大事で、国際的な研究とか学会における何か標準的な実証結果みたいなものはこの辺では蓄積があって、何らかの結論が内外で出ていて、いろいろ思いがある中で今わかっている研究ではどういうことになっているのかがわかれば、あまり俺はこう思う、あれはこう思うというよりは、あとは子供の発達と実親、養親のどの思いをどう考えていくのかということになってくると思うので、もし御存じであればこのことを教えてくださいと思いました。以上です。

○柏女部会長 いかがでしょうか。

○林氏 1点目の大分県については、インタビューは今回やっておりませんで、私自身が十分に話せるような材料を持ち合わせておりません。

それから、このグループインタビューの構成メンバーというのはそのグローバルなスタンダード、グローバルな理論、データに基づいて御発言いただいたと思います。やはり、個人差というものも子供の中にはあるかと思えます。4～6か月というのも2か月の差があるわけです。それで、多分、人見知りを出す年齢というところだと思います。だから、一定の科学的根拠に基づいた御発言をいただいて、国際標準に基づいた考え方というふうに考えていいのではないかと私は捉えています。

ただ、やはりある産婦人科医の方だと、生まれたときから子供は人見知りをしているんだというふうにもおっしゃいます。このときに言われた、例えば東大の遠藤利彦先生というその道の方にお聞きしますと、やはり子供というのは妊娠中から識別感覚というものを持っているんだとおっしゃいます。そのことと、養育者との別離が喪失感をもたらすということとは別の論理だとおっしゃいました。だから、そういう考え方が主流だと私も逆に考えさせられた次第で

す。以上です。

○駒村副部長 ありがとうございます。

○柏女部会長 他はよろしいでしょうか。少し時間が押しておりますので、よろしければ先に進めていきたいと思えます。大分については、もしかしたら国のほうの事例集が出ていまして、厚生労働省のホームページに載っているの、そこに新生児委託のことについては方向が載っているかもしれません。

それでは、続きまして鈴木さん、恐縮ですけれども、お願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○鈴木氏 それでは、私のほうは法律のシステムがどうなっているかということレジュメに沿ってお話させていただきます。

林先生も先ほど冒頭でおっしゃっていましたが、「行政が関わる新生児の養子縁組について」というテーマをいただき、新生児というのは28日、およそ1か月の間の子供のことを呼びますので、その新生児の中でも何を問題にするのかということについて確認をとらせていただきました。

そうしたところ、本日分析の対象にするのは出生後、実親、里親、あるいは乳児院での養育を経ずに養親希望者に直接引き渡されるタイプの養子縁組が主に民法上、あるいは法律上どのように位置づけられるのかということが私に与えられる課題であるということでした。新生児縁組といっても札幌市のタイプであるとか、幾つかあるようですので、その中でも出生後直に引き渡されるタイプの新生児養子縁組の法制度上の位置づけが本日の課題です。

それから、現行法での位置づけと、その現行法がこれからお話するように成立当初にはそれなりの理由で今の形になっていますけれども、問題点を抱えていますので、それが今後、法改正の対象となったときにどうなるのかという展望も含めてお話をしたいということです。

それで、今問題になっている、特に林先生が幾つか提起された問題点というのは、1987年に成立して1988年の1月1日から施行されている現行特別養子法の立法時に議論されて、その時点では現在のような仕組みにしたという問題点が再び顕在化してきた、それを立法者が想定していたか、想定していなかったかは別にして、そこで一応の決着を見た問題点が浮かび上がってきていると言えるかと思えます。

それがまず第1点と、それから1987年当時、日本民法の養子法が採用した立場が、その後の世界各国で頻繁に行われたとか、ハーグの国際私法条約（国際的な養子縁組に関する子の保護および協力に関する条約）が採用する立場とでは、結果として現在では異なってしまうという側面も出てきています。

そういうことを踏まえて、まず現行民法、養子法での位置づけでありますけれども、このテーマで特に民法上問題となる条文は民法817条の6という条文です。「特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない」。

「この限りでない」というのは、裁判所がその場合には判断するということになるわけですが、それではこの父母の同意がなければならないという特別養子の要件の一つになっている、父母の同意とは一体何を意味するのかということなんです。

この父母というのは、特別養子となる者の法律上の父母のことです。これは当然、実父母と、



それから既にその子供が、特別養子制度の立法時点では普通養子ということになるでしょうが、現在の場合ですと特別養子も含めてですが、既に養子縁組をしているときにはその養父母もここで言う父母に当たります。

それから、認知していない婚姻外で生まれる子の血縁上の父というのは、生物学的には父ですけれども、原則として認知していない父の同意は不要であるとなっています。法律上は父ではありませんし、認知はいつでもできるにもかかわらずそれまでずっとしてこなかった生物学的な父の同意というものは特別養子縁組成立のための要件としての同意には当たらないということです。

ただし、子供の妊娠出生を知らないで母親が特別養子縁組を申し立てた後、その特別養子縁組が成立する前に子供の出生の事実を知って、自分はやはり認知するのだというような意思表示をしたケースの場合はちょっと別であるというふうに立法者意思と、それから判例（最判平成7年7月14日民集49巻7号2674頁）はそのようになっています。

次に、問題は同意とは何かということです。まず何に同意するのかですが、日本法は非常に曖昧です。これは後ほどまた詳しく述べますが、別に特別養子縁組に同意しているわけではないんですね。日本法の仕組みは後で申し上げますが、父母の同意というのは家庭裁判所が特別養子縁組を成立させる審判をする要件なので、それには同意しますよということで、法律上は家庭裁判所は審判してもいいですよという同意です。

それで、これは各国法と違うのですが、日本法では同意をとったからといって別に法律状況は何も変わっていないわけです。つまり、実親が親たる地位を奪われたわけでもないですし、親権を制限されているわけでもないですし、法律上の効果はその時点では何も生んでいないという構造になっております。なぜそうなったのかは、後ほど説明いたします。

そして、誰に対して同意するのかというと、結局、法律効果は生みませんから誰に対してしてもいいわけです。相手方が特定されていませんので、これは法律用語ですが、相手方のない単独行為であるという位置づけになっております。したがって、家庭裁判所に対して同意をしなければいけないという構成にはなっておりません。

ただし、家庭裁判所はみずからに対してなされていない場合には、その同意が家庭裁判所に特別養子縁組の申立てがあったときに、審判の時点でまだあるのかについて確認をしなければいけないということになります。同意内容は裁判所が縁組を成立させる審判をすることを認めるということです。

同意の表示方法についても民法は何も規定していませんので、口頭でとってもいいし、書面でとってもいいし、特に形式は指定していません。

同意の時期ですけれども、これは子の出生後、特に制限は日本法では設けていません。審判時に家庭裁判所がその意思の確認をしますから、そのときに存在していればいい。別な言い方をすると、特別養子縁組を養親となる者が申立てをいたしますが、理論上はそのときに実親の同意がなくても申立てはできるわけです。それで、出生前に行われた、極端なことを言うと申立て時には同意がなくても、審判時に同意があれば家庭裁判所はそれで審判はできるという形にしたわけです。

ただし、出生前に行われた同意は全て無効であるということになっております。例えば、そのときに既に養親となるべき候補者が特定されていたとしても、そのような同意は法律上は無効であるということになります。

それから、子供が生まれたら特別養子にする同意というのも、これは停止条件つき同意と言いますが、養子縁組の同意というのは条件になじまないもので、そういう条件つき同意も法律上はやったとしても無効であるということになります。

それで、日本民法の制度構成と同意をめぐる問題はなぜ生じてくるのかということですが、一つは同意に実体法上の効果を何も持たせていないからです。そして、特別養子縁組が、実親関係の断絶と養親子関係の成立を一つの審判で行うという構造を持っているからです。

それでは、視点を少し変えて、同意に法律上の効果、実体法上の効果を持たせるというのはどういうことかをみてみます。これは多くの国がとっているので比較法と書きましたが、同意が実体法上の効果を持つということは、その同意の時点で同意撤回が行えないということになるわけです。同意の撤回を行えないということは特別養子縁組の手続が進むということですから、後戻りもできないし、縁組の成立審判が家庭裁判所によってなされるよりも前の時点で、その同意をした時点で親は親であるという法的な地位を失うという仕組みになるわけです。

したがって、各国法はこの同意について非常に厳格な同意手続を定めているわけです。だから、同意時期についても極めて厳格な制限を設けますし、実親の真意をどのように確保するのか、実親、とくに実母が揺れているときに同意なんかとれないんだというような適正手続を保障する、極めて慎重で厳格なスタンスをとっているわけです。

ところが、日本法は同意しても親子関係、法律関係には何の影響も与えないというのが現行法ですから、したがって親権にも親たる地位にも何も変化はないということになるわけです。

そこで、それでは揺れていた同意はどうするかとか、途中で気が変わったらどうするか。あるいは、真意に基づかないで同意をしたんだというふうに後から考えたときにどうするかといったとき、これはいろいろな理由があるんですけども、今は時間の関係で詳しく申し上げませんが、立法者はそれならば縁組が成立するまでの間に同意を撤回すればいいという立場を取ったわけです。これが、現行法の立場です。

それで、出生後の同意を非常に厳格にとるということで、比較法的に見ますと国際条約も各国法も出生後一定期間の同意取得は禁止するということになっております。よく例に挙げられるのはヨーロッパ養子協定で、最低6週間は出生後、同意をとってはいけません。明文で条文を持っているドイツ民法は、8週間は明文で同意をとってはいけませんということになっています。

出生直後の同意が抱える問題は、先ほど申しましたように日本法は同意撤回で対応する。つまり、裁判所の決定が出るまでの間で撤回すればいいんだ。さらに言えば、裁判所の決定が出た後、2週間は抗告期間がありますから、その抗告期間中に異議申立てをすれば、抗告をすれば同意撤回は事実上可能であるということになるわけです。そうしますと、養親子関係が確立した後の撤回も可能であるという構成になるわけです。

それから、出生直後の委託ですが、時間がきてしまいましたので簡単にします。比較法的に見ると、出生直後の委託については禁止、もしくは極めて慎重という立場をとっております。養子縁組のあっせんというのは、生まれた子を見て、そこから適切な養親候補者を選定していくというのがあっせんの原則、マッチングの原則であって、出生前の養親希望者の特定児童への同意ということもあり得ないということになっています。

日本法で、現行法を全く変えないまま同意の時期だけ制限をつけたとしても、これは実は制度の根幹が変わりませんから形式的に同意は後から取りましたと言いながら、実は前から実質的にはとっているというような形が、今の民法の形を全く変えないで言葉だけ出生後同意です

と言っても、それは恐らく骨抜きにされるだろうということになるわけです。

「今後の見通し」ですけれども、ハーグの国際私法会議が制定しています、いわゆる養子縁組に関するハーグ条約ですが、これは東アジアでは中国も韓国も承認、もしくは署名していますから、東アジアで手続をとっていないのは北朝鮮と日本ぐらいだということになります。この条約は出生直後の新生児委託というか、出生前の同意というのを認めていませんので、これを国際的な流れに従って日本が批准承認するということになると当然民法改正が必要になって、出生前同意はとれないという法整備をせざるを得ない。

ただし、ハーグの国際私法会議は、その同意をとれない期間についてどのぐらいの設定をするかは各国政府の選択であると言っています。

そういうようなことで、こういう他の国の動向、それからその基本にある国際条約ということを考えてときに、仮に将来のいつかの時点で民法改正があったときには、同意の時期というのは恐らく非常に焦点になって、そしてそれに法律効果が付随させられるような制度になるということが考えられるということでございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、一つ二つ御質問がございましたらお願いしたいと思います。

○駒村副部会長 ちょっと専門分野が違うので、この民法の規定の背景というのは先ほど質問したんですけれども、結局、子供の利益なのか、実親の利益なのかと考えると、考え方としては何が哲学的にあるのかを教えてくださいたいと思います。

○鈴木氏 近現代の養子法の一番の目的は子供の福祉、子供の利益の確保になります。それで、もし福祉的な言葉を使うならば養子縁組が適しているという、養子縁組待機児童に適切な養親を与えていくというのは変な言い方ですけども、マッチングしていくというのが養子法です。それから、日本には現在存在しませんけれども、養子法とセットで通常はある養子縁組あっせん法の基本的な考え方ということになります。

○柏女部会長 よろしいですか。

○駒村副部会長 ありがとうございます。

○柏女部会長 では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。命名のことについては論点の一つかと思うのですが、国際的な考え方を御紹介いただけないでしょうか。

○鈴木氏 命名権については今日ここではお話をしませんでしたけれども、養子縁組の対象となる子供のタイプというのがあるわけです。つまり、実親が通常の手続で生んで、そしていつの時点か、養子縁組に出したいということになったときには、これは実親がすでに命名しているわけです。

問題になるのは、親が出産はしても、親子関係を発生させたくないような場合です。これは国によって若干違うのですが、明確な立法手続で法律を持っているのはフランスとドイツです。その仕組みは、フランスは匿名出産という制度の中で、これは民法に規定されております。それから、ドイツは2年くらい前になりますけれども、秘密出産という制度を制定しました。わかりやすくいうと、これらは名前からわかるように、親が親であることを隠して生むための制度です。

その中で、命名はこの法律が両方の国とも実親が名前の候補、男の子が生まれた場合の名前と女の子の生まれた名前の候補を挙げておくように、それでドイツ法はそれを明文をもって挙

げておくことになっていて、フランス法は、3つのファーストネームを母がつけておくというようなシステムになっています。

第一義的には実親が命名するという形になっています。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

3人の先生方からヒアリングをさせていただきました。本当にありがとうございました。お時間もあるかと思えますけれども、9時までですので、よろしければお残りをいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、30分ほど時間がとれるかと思えますので、今日のヒアリング、あるいは新生児委託について全体での意見交換を行いたいと思います。どなたでも結構ですけれども、御質問、御意見がございましたらお願いをしたいと思います。

では、青葉委員お願いします。

○青葉委員 養育里親をやっております青葉です。

今のお話を伺っていて本当に目からうろこのところはたくさんあったのですが、全く視点を変えてちょっと発言させていただければと思います。

一つは、里親会の中でも勉強会をやっております、理事でお医者さんから中絶の相談ほどつらいものはないという発言があって、それが非常に心に残っております。ですから、この養子縁組の制度を云々するときにお医者さんの協力があれば、全く様変わりするだろうと思っております。ぜひそここのところは1歩進めたらという思いがあります。「とにかく中絶ほどつらい相談はないんだ。どうやって生まれさせるかという相談はとても張り合いがあるんだけど」ということです。お医者さんが取り組みにくい背景の一つにいろいろな人生の面倒を全部引き受けなければならないというものがあると聞いていますから、そこは児相にやってほしいということをごらんとおっしゃってました。

それからもう一つは、先ほどのやりとりの中で子供の利益のための養子縁組があるんだということであれば、誰が親でもいいんじゃないか。つまり、子供が愛されて育てられれば、実の親であろうと、財産をもらおうと、もらうまいと、いろいろなことは関係なく愛情を持って育てられればいいんじゃないかという視点もあるのではないかと思います。ちょっと見方が変わってくるのだろうと思っています。

根拠として一つは、東京のあるあっせんグループで実親と養親、子供が交流するという条件で活動を進めている団体があります。私はその話を聞いたときに、やはり目からうろこでした。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。一つ医師会との連携のあり方というもの大きなポイントになるかということで、萬屋さんのほうも面倒なことは全部児相でやるのよとおっしゃってました。それがあって医師会との協力がしっかりできるというような御意見もありましたので、参考にしたいと思います。

では、どうぞお願いします。

○萬屋氏 鈴木先生にお聞きしたいのですが、私はへその緒がついたまま捨てられている赤ちゃん、遺棄、置き去り児童について各国の工夫はあるのか。どういう工夫があるのかということですが、先ほど匿名出産とか、秘密出産法とか、アメリカなどでは無条件に預かるというような話も聞いています。

そういうものがあつた上での同意をとることについてきちんとしているということだと思

んですけれども、今の日本のように匿名出産、それから匿名で預かることを公的機関が何もしないまま今の状況であれば置き去り、へその緒がついたまま捨てられる。それから、特別養子ということを知らずに成人の女性がトイレで出産して流してしまったとか、そういう事態が起きていますので、この事態について私たちはどう考えるのかということについてはどうでしょうか。

○鈴木氏 匿名出産というのは最近できた制度ではなくて、フランスの場合は成立の事情がちょっと違うので、むしろ今のお話に近いのはドイツです。つまり2014年5月1日からそういう制度で、ドイツがつくったのは一つはベビークラッペ、日本語で何と言うのでしょうか。赤ちゃん箱というか、あれに対するアンチテーゼで、ドイツでは国の機関、倫理評議会というものが、ベビークラッペは、グレーではなくて違法である。刑法の違法性の阻却事由にはならない。緊急避難にはならないということを明確にして、それへの対案として、生むんだけれども当面わからないようにしてあげましょう。それで、本当にわからなくしてしまうのはフランス法です。

ただ、フランス法はドイツ法とか日本法と違って母も認知ができます。そういうシステムを日本とかドイツはとっていませんので、わからなくしてしまう。記録はちゃんととって、しかも捨て子とか遺棄を減らそうということで、ドイツ法は病院で生んで記録はとるけれども、記録は出しませんというシステムを生み出したわけです。

ただ、日本の場合にこれでいけるかといったら法技術的にはできると思いますが、そのときに日本の場合に越えなければいけないものに戸籍法の壁があります。本人が請求すれば戸籍は開示される原則の下でも例外的に開示しないという形をとればドイツと同じようなシステムはできると思います。

一方で、望まない妊娠というか、遺棄してしまうようなものは単なる無知でやっているのか。それから、彼らのニーズは一体何なのかです。ドイツの立法者が考えたのは、彼らのニーズは知られたくないということです。だから、その知られたくないというニーズをどう保障するか。さらに、その知られたくないということのニーズは誰に対してなのかというと、実の子供に対してというよりは日本語でいうところの社会とか、世間とか、そういうところに対して知られたくないだけであって、実の子供との関係では将来知られてもいいんだという考えを持っている人が比較的多いです。それで、日本で望まない妊娠の人たちのニーズというのは一体何なのか。それは、私はちょっとよくわかりません。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、磯谷委員と、それから宮島委員お願いします。

○磯谷委員 ありがとうございます。今日、お3方のお話は本当に興味深く聞かせていただきました。

一つは鈴木先生に教えていただきたいんですけれども、先ほどのドイツの件で各国同意に実体法的な効果を持たせているという話がありました。それで、資料の読み込みが十分ではないのですが、ただ、同意がとれない場合というのもあると思うんです。つまり、行方がわからないとか、それから例えば精神的な理由で同意ができないとか、いろいろなバリエーションが考えられると思いますけれども、同意がないと一切進まないのか。同意がないならば、ないけれども、一定の何か手続なり要件なりを満たすとやはり養子というものが可能になっているのか。そのところは論点になりますけれども、そこだけ確認したいというのが1点です。

次に萬屋さんにお尋ねしたいのは、今日の議論では立法を何かちらちら見ながら、しかし、今ある中でどう工夫するかというような話もあるのでなかなか難しいんですけども、萬屋さんのお話は本当に具体的で興味深かったのですが、すごく簡単にいうと、立法的な手当もいろいろあったほうがいいのかもしいろいろないが、一応、今の体制で萬屋さんたちが目指すところは何とかできる。いろいろな工夫によって何とかできるというお考えなのか。基本的にそれは今の制度だと難しいというふうにお考えなのか。漠然とした質問になるんですけども、そのあたりを教えていただければと思います。

まず、鈴木先生のほうからお願いできますか。

○鈴木氏 まず行方不明ですが、これは非常に簡単といったらおかしいですが、例えば棄児事件もありますけれども、棄児事件の場合は大体警察が見つかるんですね。一部棄児と、それからベビークラッペのように預けられたものですね。これは話は簡単で、例えばドイツでは、捜して8週間たったら縁組手続に乗せます。

○磯谷委員 同意がなくてもですか。

○鈴木氏 同意をとるべき者がいないので、同意をとるべき者を捜して、ドイツの場合でしたら8週間、オーストリアの場合でしたら6か月捜して同意をとるべき者が出てこなかった場合、見つからなかった場合は縁組手続を開始するという形をとります。

それで、これは子の福祉のためということもありますけれども、ドイツもそうですが、オーストリアなどのほうがもっとわかりやすいのですが、結局西側の東側に対する最前線がオーストリアですから、今は壁がなくなってもスラブ系の大家族主義の国から、で匿名出産とベビークラッペの両方を認めているオーストラリアに国を越えてやってくる。それで、看護婦さんはどうもあの人はハンガリーから来たんじゃないとか、スロバキアの人じゃないとか言いますけれども、そんなものを捜すといってもオーストリア警察の管轄外ですから、オーストリア政府が保護した子供は6か月待って出てこなければ縁組ということになります。

あとは、精神的に揺れている精神疾患とか、これは同意がとれないです。

○磯谷委員 例えば日本法だと、同意がとれない場合でも虐待とかいろいろありますね。

○鈴木氏 同意がとれないので、これについては縁組手続は進められません。里親に委託したり、子供の側に施設が適切であるというような要素がある場合には施設へ委託します。その結果、措置解除年齢まで施設でずっといってしまいましたというケースはあります。

○柏女会長 では、萬屋さんお願いしていいですか。

○萬屋氏 私は、今の法律の中でも児童相談所がやれることはたくさんあると思ってやってきました。民法の中の特別養子縁組のことを生かし、それから同意もそうですけれども、児童相談所でとったのはあくまでも仮の同意であって、実際の特別養子縁組は家庭裁判所がするんですということで事前にお話をしていますし、その間に翻っても仕方がないということを里親にも話してあるというようなことを工夫しながらやってきました。だから、やれることはあると思いますけれども、乳児院、児童養護施設に10年以上いる子供たちがたしか25%くらいいると思うのですが、そういう子供たちを私たちは放っておいていいのかというのが私の一番のことです。

一つは、へその緒がついたまま捨てられていることについて行政としてどう考えていくのかということと、せつかく保護した子供たちを乳児院からそのまま親の同意がとれない、あるいは行方不明で親の意思が確認できない、あるいは発達がゆっくり目で引き受けてくれる人がい

ないということで乳児院、児童養護施設、そして18歳になったら出ていかざるを得ない。そして、その子供たちが大人になってどういう生活をしているか。生活保護受給者の中には多いとも聞いていますし、ホームレスになる人も多いと聞いています。

そういうものについて今やれることはあると思っていますけれども、司法が親の同意についてもう少し入ってこなければ子供たちについて対象にできない。今は、児童相談所のケースワークだけなんです。例えば、2～3年行方不明になっている親の同意をどうするかというのはもう児童相談所任せです。

私は、生んだままいなくなっている親については特別養子縁組の対象としてきました。そして、生みの親が遠く離れたところで特別養子縁組の申立てをしたときに同意をしなくても育てるといふか、特別養子に出したくないと家庭裁判所には言うんですけども、実際には一度も面会に来ない。しかも、離婚して自分たちは保護施設に入っているという中で引き取りは無理だというふうに児童相談所として意見書を書いて特別養子縁組を成立させたことはあります。そういう児童相談所の工夫だけでは、もう限界だと思っています。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

では、宮島さんお願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。意見交換ということですから、意見もよろしいでしょうか。

基本的に萬屋先生、林先生と全く同じで、家庭養護を進めなければならない。長期の施設養護、10年を超えて施設で暮らすということもなくしていく必要がある。それはそういう立場に立つだけの人じゃなくて、施設のケアをする先生方も皆さん実はそう思っている。やはり変えていかなければならないことだと思っています。乳児、幼児、年長児を含めてそうであろう。今、出口の自立で困難を抱える方々のほうに注目がいってしまっていて、それも大事ですけども、やはり子供時代の過ごし方の全体を見なければいけないという立場であります。

その上で一番優先して注意すべきなのは、やはり実親と子供が別れるということですね。法律上はいつでも撤回ができるということでしたけれども、生まれてすぐ分娩台の上から離れてしまったら、実の親御さんと子供が暮らすというチャンスを奪ってしまうことになるのではないか。実の親御さんが、後戻りできないんじゃないか。この辺は、やはり注意すべきではないか。

また、命名の問題も萬屋先生のほうで本当に丁寧に確認はしているとお聞きしたのですが、これは自治体によってとかあっせん機関によって養親が命名する率と実親が命名する率が日本でも全然違っているというあたりはやはり注目しなければならないのではないかと思います。

その上で、そのこともあって先ほども鈴木先生に質問したのですが、もう一つ別の質問をお願いします。先生の資料を読ませていただくと養親候補者の揺らぎとか決意についても十分な熟慮を保証するようなシステムが海外では用意されているというふうに読みとれると思ったのですがどうなのでしょう。養子にとっても実子にとっても、やはり支援者はある面、助ける人ですけども権力者なので、気をつけないとOKと言っても、それは本当のOKかどうかという面がある。本当の自由な感情とか考えをちゃんと表明できるような環境をつくっていかないといけない。ソーシャルワークは権力性を持つものだ。だから、ここは本当に気をつけなければいけないと思っているものですから、養親の同意とか意思を確認する仕組みを海外ではどうつくっているのかというあたりを少し補足して聞かせていただきたいのですが。

○鈴木氏 そもそもソーシャルワークが権力性を持つというのは、まさにそのとおりだと思うんです。したがって、この養子縁組の手続の中でも、日本で言うならば民間団体と児童相談所は養子縁組手続のいわゆる法律上の当事者ではありませんが手続の中の当事者ですから、児童相談所の判断というのは権力性を持つと同時に、ある種、当事者なんです。そこで、それをさらにチェックするようなシステムが実は裁判所へ行く前に本当は必要なのですが、日本ではそのような仕組みになっていない。

養親の支援ということですが、まず二つありまして、一つは養親資格の認定でこれが非常に厳しい。それから、例えば里親の認定基準と養親の認定基準はちょっと別です。東京都がどうなっているか知りませんが、一応養親の資格は認定しておいて、でもこの人たちにはちょっと疑問があるから事実上委託はしませんというようなことは、ヨーロッパ圏ではありません。疑義があるものについては、まず養親資格の認定のところで資格認定をいたしません。

それから、とりわけ国によってなのですが、今、問題になっている形の新生児委託は絶対に認めないフランスと、それから原則認めないけれども場合によっては少し進めますよというドイツ語圏との違いがあります。ドイツ語圏の場合には実親に返さなくてはならない可能性のある新生児委託の場合の養親の選定、支援ですが、仮に実親が同意を撤回して子供が引き上げられたときのショックに耐えられるような養親候補者を委託の対象にしなければだめなんだ。だから、養親資格を認定して、順番とか何とかじゃなくて、仮に縁組成立に至らないで子供を引き上げられたときに、その夫婦はそれに耐えられるかどうかというようなことも含めて、福祉機関はそういうケースでは対応をしなくてはならない。もちろん、子が引き上げられた後の支援もする。その辺は、日本では養親資格の認定がどうもちょっと甘いのではないかということと、養親候補者にとって子を引き上げられるということについての重さがわかっていないんじゃないかという気はいたします。

○柏女部会長 よろしいですか。もうお1人か、お2人いかがですか。

では、横堀委員お願いします。

○横堀委員 大変、大事な論点を含むいろいろなお話をどうも今日はありがとうございました。私のほうから2点、萬屋さんにお聞きしたいと思います。

冒頭に、都のほうの資料2でフロー図を見せていただいたんですけども、全国的ないろいろな養子縁組の委託の状況や、委託後のそれぞれの里親さんのところでの養子縁組を前提にした養育の状況、それから養子縁組成立後の子供の養育状況など、ケースとして事例で見えていますと、養子縁組を目的にしながら委託をされ、そして養育をされながらも、その養育期間をずるずると長期化して、何となく申立てに至らないで養育の期間が長期化しているようなケースがあったり、一方では養子縁組が成立してもなかなかその御家庭での養育がうまくいかないで、結果、児童養護施設に入所になったりというようなケースもあるように聞いております。

そういう意味では、ちょうど別の観点からまたいただいた資料の2ページ目の上のところに、赤ちゃん縁組に関しまして、もし欠点があるとすればということで少しリスクのことが書いてあるかと思うんですけども、やはり子供にとっても、育てる親にとっても、養育をしていく、養育を続けていくということがハッピーな結果になっていくように節目、節目で関わることを児童相談所の業務としてやってこられたと思うのですが、いろいろな養育の場面でうまくいかないこともあるという想定を持ちながらも、どのようにそこを支えてこられたのかという点について1点伺いたいと思っております。



2点目につきましては、このような縁組を進めるに当たって児童相談所の体制がどうかということ是非常に肝要だと思っております。この部会の中でも児童相談所の体制強化のお話を聞いてきたんですけども、件数がそんなに多くない中で児相の職員の経験値ということではもちろん縁組を経験する方、あるいは新生児の里親委託を経験する方とそうではない方が児童相談所の職員の中でも混在しているかと思うのですが、このようなことを進めていくに当たり児童相談所でどういうことを共有しながら工夫されてこられたのか。萬屋さん御自身の体験や、愛知県の方法の中から教えていただければと思います。以上、2点です。お願いいたします。

○萬屋氏 新生児に限ってすればいいのでしょうか。広く養子縁組ということになると、2歳、3歳で委託した難しい時期の子供たちということもありますが。

○横堀委員 私は、新生児でお聞きしたいと思います。

○萬屋氏 新生児の場合には、申立ては余り苦労していないと思います。普通の親が親になるときにとりあえずの育児トレーニングをやってということですし、愛知の場合ですと養子縁組里親は希望する方についても研修をやっていきます。国は研修をしなくていいということになっていきますけれども、その研修の中で子供達の状況、それから発達のことや、いろいろな話をしてグループワークなどもしますので、10人希望者がいるとしたら残るのは半分ぐらいでしょうか。やはり刑務所で生まれた子供もいるんだよとか、それから親が精神障害の人たちもいるんだよと言うとたじろいで退いていく方たちが見えますので、先ほど鈴木先生がおっしゃったようにとにかく委託できる人を登録させようというふうに工夫しています。

特に新生児についていえば、児童相談所の職員は余り苦労していないです。特に里親支援専門相談員ができてから、今3か所の乳児院に支援相談員を置いて育児の支援をしていますので、最近については相談員の訪問で大変助かっていると聞いています。

それから、児相の体制強化といわれると愛知県は何もやっていないんです。愛知県は、里親の担当も専任ではないんです。皆、地域を担当しながらやっているということですけども、それでも新生児についていえば皆、忙しい間を縫ってやりたがりますね。新生児については1週間、生まれてからばたばたするんですけども、虐待の対応と違って実対応なものですから、相談所の職員としてはたまにせつかく相談にきたのに消えてしまったりするのがっかりしています。

それからもう一つは、前は予算が多かったものですから毎週やっていたんですけども、各児童相談所で里親サロンを月2回からやっているものですから、そこへ昼休みに職員が行くと赤ちゃんを連れてくるというようなことで経験を共有できているかと思えます。

もう一つは、里親委託推進委員会の中に作業部会をつくって、そこに担当者が集まって実際のマッチングが作業部会の中で行われることが多くあります。だから、里親推進委員会をただ形だけのものにしないということで作業部会を年に5~6回設けています。そういうことで共有しているということかと思えます。

○横堀委員 ありがとうございます。

○柏女部会長 時間になろうとしておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今日は3人の方からそれぞれのお立場で都の家庭的養護の推進、とりわけ行政の関わる新生児委託について有益な御意見を頂戴いたしました。この議論は、今後引き続きこの部会でも議論をしていく予定になっておりますので、今日の3人の方々の御意見をぜひ生かし

ながら次回に向けて有意義な議論を進めていきたいと思ひます。

3人のヒアリングの先生方、遅い時間にもかかわらずおいでいただき、そしてまたお残りをいただきまして有益な御示唆を賜りましたこと、本当に感謝を申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、今日の審議は以上になりますが、事務局のほうから今後の予定等について何かございましたらお願いをしたいと思います。

○中澤育成支援課長 本日は、どうもありがとうございました。

次回の第7回の部会になりますが、6月27日月曜日、時間はいつも19時からが多いのですが、17時から19時ということで2時間早まっておりますのでよろしくお願ひいたします。会場等につきましては、また後日改めまして委員の皆様ご連絡させていただきます。以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございました。

委員の方から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今日の第6回専門部会はこれで終了させていただきます。遅い時間までありがとうございました。

午後9時00分

閉 会